

相続する権利がなくなる？その1 ～欠格～

令和7年8月作成



前回のコラムでは遺留分の放棄のお話をしました。遺留分の放棄がなされると、遺言書で特定の者が相続する財産が全くない場合でも、その者が相続により財産を取得することはできず、遺言書の内容通りに相続がなされます。一方で、**遺留分の放棄は遺言書があって初めて効力を生じるため、遺留分の放棄がなされても、遺言書がなければ意味がない**と言えます。

では、遺言書がない場合はすべての相続人が相続する権利を有するのか、という問題に関しては必ずしもそうなるとは限りません。相続に関して民法では(1)相続人の欠格、(2)推定相続人の廃除、という規定が設けられています。

(1) **相続人の欠格とは、下記のような事由があった場合に相続人になることができないと定められています**

- ① **故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位にある者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に処せられた者（殺人罪又は殺人未遂罪）**
- ② **被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、又は告訴しなかった者。ただし、その者に是非の弁別がないとき、又は殺害者が自己の配偶者若しくは直系血族であったときは、この限りでない。（犯人蔵匿・隠避罪）**
- ③ **詐欺又は強迫によって、被相続人が相続に関する遺言をし、撤回し、取り消し、又は変更することを妨げた者**
- ④ **詐欺又は強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、撤回させ、取り消させ、又は変更させた者**
- ⑤ **相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者**

注意が必要なのは①の場合、その行為が「故意」であることと、「刑に処せられた」ことが要件となっていることです。そのため、過失（例えば不慮の交通事故）による場合や、実際に被相続人を死に至らしめてしまった場合でも正当防衛が認められ、刑事責任を問われなかった場合には相続人の欠格には該当しません。①～④に関してはドラマなどでも出てくる話ですが、実際にはこれらの行為があった時点で相続人としての権利を失うため、かなりリスクの高い行為だという事です。

一方で、⑤については故意にこれらの行為をした場合には当然欠格事由に該当しますが、意図せず相続する権利を失ってしまうことがあります。例えば**遺言書の記載日付が漏れていたのを補完してしまったり、相続人の名前の漢字が間違っていたのを書き換えてしまったり、これらの行為をした時点で欠格事由に該当してしまうので、注意が必要です**。また、遺言書の内容を知ったとき、その内容が自分に有利な内容だった場合に、他の相続人に対する気遣いから「遺言書はなかったことにしよう」と遺言書を破棄したり、他の相続人に遺言書の存在を告げなかったりした場合に欠格事由に該当しないとしたケースがあり、条文には明記されていませんが、相続人の欠格には「自らの利益のため」に上記の行為を行った場合のみ適用されるとの考え方が主流です。

この遺言書が無ければ...

遺言書を破棄しあら相続する権利がなくなるわよ

